

事例項目	決裁の必要のない文書を公文書ではないとして取り扱った情報公開について
事例発生時期	平成17(2005)年4月
担当課	学校教育部 学校教育課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①平成17(2005)年4月12日付けで学校教育課に、公文書の開示請求があった。 ②請求対象文書の一部を不存在として取り扱った。 ③不存在とした文書は平成17(2005)年3月に作成されたものであったが、当該文書は決裁の必要のないものであり、また、ファイリングがされていないため、平成17(2005)年度から事務を引き継いだ新担当者は、公文書ではないと判断し、開示の必要はないと思い込んだ。 ④4月27日付けで開示請求者に、当該文書を除いた部分を開示するという内容の「公文書部分開示決定通知書」を通知した。 ⑤開示請求者の指摘により、再度確認したところ、その文書は公文書であり、開示の必要があるものと判明した。 ⑥5月10日付けで開示請求者に、「公文書開示決定通知書」を通知した。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>・開示請求者に、決裁の必要がなく、ファイリングされていない文書が公文書であるとの判断ができなかったことを謝罪した。また、今後このようなことのないよう事務の遂行に努めることを約束した。</p>
発生原因	・前担当者に、事実関係及び文書の存在の確認を行わなかった。
再発防止対策	<p>①「文書事務の手引き」により公文書の認識を深め、適正な文書管理事務を徹底する。 ②「門真市情報公開条例」及び「個人情報保護条例」の認識を深め、適切な情報公開を徹底する。</p>